# 摂 津 市 議 会

# 民生常任委員会記録

平成27年12月3日

摂 津 市 議 会

## 民生常任委員会

## 12月3日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局	
職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第64号所管分の審査	2
質疑(増永和起委員、村上英明委員、森西正委員)	
議案第66号の審査	17
質疑(増永和起委員、村上英明委員)	
議案第69号の審査	21
議案第68号の審査	21
議案第77号の審査	21
質疑(増永和起委員、村上英明委員、森西正委員、嶋野浩一朗委員)	
採決	27
閉会の官告	27

#### 民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成27年12月3日(木) 午前10時 開会 午後 0時15分 閉会

- 1. 場所 第二委員会室
- 1. 出席委員

副委員長 嶋野浩一朗 委 員 森西 正 委 員 増永和起 委 員 南野直司 委員長 上村高義 委 員 村上英明

- 1. 欠席委員 なし
- 1. 説明のため出席した者

市 長 森山一正

生活環境部長 登阪 弘 同部理事 北野人士 同部次長 山田雅也 同部次長兼環境業務課長 豊田拓夫 市民活動支援課長 谷内田 修 市民課長 川本勝也 環境センター長 森川 護 保健福祉部長 堤 守 同部参事兼高齢介護課長 鈴木康之 保健福祉課長 丹羽和人 国保年金課長 安田信吾 保健福祉課参事 川口敦子

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 井上智之

1. 審查案件(審查順)

議案第64号 平成27年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分

議案第66号 平成27年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第69号 平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第68号 平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第77号 摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○上村高義委員長 おはようございます。 ただいまから民生常任委員会を開会し ます。

理事者から挨拶を受けます。森山市長。

○森山市長 おはようございます。

委員の皆さんには、お忙しいところ、また足元の悪い中、民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で付託されました 案件についてご審査を賜りますが、どうぞ 慎重審査の上、ご可決いただきますよう、 よろしくお願い申し上げます。

- 一旦退席をさせていただきます。
- ○上村高義委員長 挨拶が終わりました。 本日の委員会記録署名委員は村上委員 を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩) (午前10時2分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第64号所管分の審査を行います。 本件については、補足説明を省略し、質 疑に入ります。

増永委員。

- ○増永和起委員 それでは、質問させていただきます。
- 一般会計補正予算書、まず6ページの債 務負担行為、衛生害虫等駆除事業、動物死 体収集・運搬事業、一般廃棄物収集運搬業

務委託事業、焼却灰等運搬業務委託事業、 これが組まれておりますけれども、その内 容について教えてください。

続きまして、12ページ、雑入で大阪府後期高齢者医療制度特別対策補助金というのが計上されています。この中身についてお聞かせください。

それから、14ページ、コミュニティセンター費で、実施設計委託料が計上されています。これについて教えてください。

- ○上村高義委員長 丹羽課長。
- ○丹羽保健福祉課長 それでは、保健福祉 課にかかわります債務負担行為の補正に ついての事業の内容をご説明させていた だきます。

まず、衛生害虫等駆除事業でございますが、内容といたしましては2点ございまして、1点目は、衛生害虫及びネズミ族等の駆除業務でございます。これは、ユスリカ、毛虫、ヤスデ、クモ、ゴキブリ等の害虫が発生しましたら、水路等を消毒する業務でございます。

もう1点は、スズメバチ等発生したら駆除する業務を委託しているものでございます。

なお、消毒業務につきましては、天災等、 水害等によります消毒業務も含んでござ います。

もう1点、動物死体収集・運搬事業でございますが、これは業務内容といたしましては、動物の死体を回収するということでございます。動物の死体と申しましても、道路で犬、猫等が死んでいる。この場合には連絡があれば、そこの場所に行って回収して、水で流して、場合によっては消毒させていただくという事業になってございます。

また、ペットの死体につきましても回収

させていただくという事業になってございます。ペットの回収につきましては、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例に基づきまして、手数料として1,500円を収受していただくという委託業務になってございます。

- ○上村高義委員長 豊田次長。
- ○豊田生活環境部次長 それでは、私のほうから環境業務課にかかわります一般廃棄物収集運搬業務委託について、その内容をご説明申し上げます。

今現在、実施している業務委託が平成2 7年度に終わりますので、その分を今回また5年間お願いするものでございます。

内容については、もやせるごみ、もやせないごみの収集運搬について、5地区委託しているものを、継続させていただくということと、ペットボトル、それと缶・びん、これにつきまして市域全域の分の収集運搬業務の委託について、今回、債務負担行為をお願いするものでございます。

- ○上村高義委員長 森川センター長。
- ○森川環境センター長 それでは、私のほうから環境センターに係ります焼却灰等 運搬業務委託事業の内容について、お答え させていただきます。

この内容につきましては、環境センターのほうで、ごみ焼却処理を行った後に発生します焼却灰、それからばいじん処理物につきまして、これらを環境センターから大阪湾広域臨海環境整備センター、フェニックスのほうへ運搬する業務となります。

- ○上村高義委員長 安田課長。
- ○安田国保年金課長 それでは、私のほうからは、雑入の補正の内容についてご説明させていただきます。

内容につきましては、大阪府の後期高齢 者医療制度特別対策補助金として、116 万6,000円を補正させていただくもの でございます。

この補助金の目的でございますが、後期 高齢者医療制度の特別対策に係る事業の 費用に充てるため、広域連合が市町村に対 して補助し、制度の円滑な施行に資するこ とを目的とするものでございまして、内容 としましては3点ございます。

広報の実施、2点目としては、きめ細やかな相談体制のための整備。3点目として、長寿・健康増進事業の実施となっております。

国保につきましては、また後ほど、後期 高齢者医療特別会計で補正を上げさせて いただいておりますが、窓口用の基幹シス テムを1台増設させていただきます。それ と、保健福祉課のほうで在宅要介護者への 訪問歯科検診に係る事業でのほうが、今回 補助の対象として雑入で上げさせていた だいたものでございます。

- ○上村高義委員長 谷内田課長。
- ○谷内田市民活動支援課長 それでは、コ ミュニティセンター実施設計委託料につ いて、お答えいたします。

このコミュニティセンターにつきましては、当初の設計は昨年度、平成26年度に完了いたしておりまして、平成26年度の歳出予算で支出いたしております。今回計上させていただいております設計委託は、貯水槽、それから駐車場、駐輪場の増設に係る工事内容変更の設計委託となっております。これにつきましては、昨日の本会議で工事請負契約変更の案件を提案させていただきまして、可決いただいておりますけれども、ここで歳出予算が計上されてない状況で設計がほぼできていることについて、少し疑問に思われるかとは思うんですけれども、このコミュニティセン

ター事業につきましては、平成27年度の 当初予算において債務負担行為を設定させていただいております。債務負担行為は、 債務を負担する行為の権限、つまり契約の 権限までは付与されておりまして、これに 基づきまして、工事内容の変更に係る設計 業務を発注させていただいたところです。 しかし、この業務が履行されますと、履行 確認後、支出することになるんですけれど も、債務負担行為には支出の権限までは付 与されておりませんので、改めて歳出予算 を計上させていただいた上で支出する必 要がございますので、今回の補正予算を計 上させていただいたものです。

### ○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 衛生害虫等駆除事業、それから動物死体収集・運搬事業、債務負担行為で3年間組まれるということですけれども、今まではどういう形態で行ってらっしゃったのか、また職員の方々が携わってらした部分があると思うんですけど、それが、これによってどうなっていくのかということについて教えていただきたいと思いますので、お答えください。

それから、一般廃棄物収集運搬業務委託 事業、これは5年間ということでしたけれ ども、平成26年から新しく加わったとこ ろがあったと思うんですけれども、今回は 5地区一斉にまた5年間ということだと 思うんですけれども、質問する前に仕様書 等を資料請求をして、いただいているんで すけども、この中で、それぞれ単価が1世 帯当たりということは同じなんですね。これはどういう理由なのか教えていただき たいということと、それから、以前から委 託をしている第3地区までは事前研修期 間という形で研修を受講することと仕様 書はなっているんですけれども、新しく加わったところは研修という形ではなく、下見や人の事前打ち合わせと仕様書の中でなっていて、中身が違うのかどうか、教えていただきたいと思います。

それから、今現在、直営の職員の人数が どれぐらいいらっしゃるのか。それから、 この5年間でそこが変わらないのかどう か。委託をしてるところについても、委託 当初の世帯数と、現在これから委託する世 帯数ですね、変わっていってるんではない のかなと思うんですけど、そこに大きく差 はないのか、世帯数を教えていただきたい と思います。

それから、適正な分別ができているかということで調査をいつもされてると思うんですが、それは今も行われていると思うんですけれども、以前は資料で直営のところは非常に率が高く、直営の場合は92.90%が適正分別できていて、委託収集は78.19%という数字があったんですが、その後の質問の中で、委託のところも適正分別の数字が上がってきてますという答弁をいただいていたと思うんですけど、今どういう状況になっているのか、教えていただきたいと思います。

それから、焼却灰等運搬業務委託事業ですけれども、これは今までも委託をしてきてると思うんですけれども、量がどのぐらい変わってきているのか。今後5年間の見通しはどうなのか教えていただきたいと思います。特に、ごみの問題では茨木市と思います。特に、ごみの問題では茨木市とこれからいろと連携が進んでいるうと、市はそう考えているのだろうと思うんですけれども、そういう中で、この焼却灰をフェニックスへ持っていくとお考えなのか、教えていただきたいと思いま

す。

それから、後期高齢者医療制度特別対策補助金、3つあるうちの、きめ細やかな相談体制のための整備ですかね。これは窓口での対応のために端末を一つふやされるということだと思うんですけれども、後期高齢者の方は、今人数がふえていると思うんですけれども、どれぐらいふえてるのか、窓口への人数がふえてるから端末を一つふやさなあかんということになってると思うんですけど、医療証とかは郵送で送られると思うんですね。窓口へ来られるというのは、どういう理由で多くなっているのかということですね。

あと、歯科検診の具体的な内容と数字、 どれぐらいの方が検診を受けられている のかというのも教えていただきたいと思 います。

続きまして、コミュニティセンターの実 施設計委託料です。

昨日の本会議でも、いろいろと議論も出てきましたけれども、前向きにこれから市民の意見を取り入れて、よりいい形で考えていってくださっているんだと受けとめておりますので、ぜひ充実したものにしていっていただきたいと思います。

また、駐車場に関しては、11台だったのが16台ということですけれども、ホールの人数もたくさん入るようですし、ただ地域の方のためだけではなく、安威川以南の一つのコミュニティの施設ということでつくられるという部分もあると思うんです。そういう意味では、自動車の利用も結構あるのかなと思いますので、土地はあることですので、今後もまた柔軟に対応していっていただきたいと思います。これは要望としておきます。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 保健福祉課のほうで債務負担行為を計上しております、衛生害虫等駆除事業及び動物死体収集・運搬事業についての今までの形態及びこれに従事しておりました職員の形態についてのお問いにお答えさせていただきます。

今までの形態としましては、平成24年度までは一部の死獣の回収のみを委託しておりました。平成25年度から全面的な死獣の回収、そして、消毒業務の委託を始めております。

平成24年度におきましては、職員としましては正職員1名、再任用職員2名で対応しておりまして、平成25年度からは正職員1名で対応しております。

平成25年度から両事業、委託を始めまして、28年度から債務負担行為ということで考えておるんですけれども、委託をしている中で、お願いする委託の中身が安定してまいりました。両事業とも害虫とか死獣ということで、市民生活にダイレクトに結びついているところがありますので、安定してやることと、効率的にやっていくために、今までは単年度でやっておりましたが、今回、債務負担行為を計上させていただいた次第でございます。

- ○上村高義委員長 豊田次長。
- ○豊田生活環境部次長 それでは、私のほうから環境業務課にかかわります2回目のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の単価が地区ごとでなぜ違うかというご質問でございます。これにつきましては、1地区から5地区ありまして、世帯数が大体4,700件から5,700件の間でそれぞれ違う件数になっております。全体的にかかる人件費等につきましては、地区によっても変わらない積算になっておりまして、最後に世帯数で割り込む

という形で1世帯の単価を出させてもらっていますので、地区によって単価が違ってくるということでございます。

それと、2点目の研修ですが、委託業者に対して、仕様書では内容が変わっていたけれども、実際はどうだったのかということですが、研修の内容については、5年前と2年前と、同じ内容でやらせてもらっています。それについては、委託したときに、その業務がちゃんとできる形で説明をさせていただいているところでございます。

それと、今現在の直営の職員数ですね。 委託業者のかかわりの中で今後どうなる かというご質問であったかと思います。

今現在、非常勤職員合わせまして、約3 0名の収集体制でやらせていただいています。今後5年間につきましても、職員の 退職等ありますけども、足りない部分については非常勤で対応するなど考えております。この5年間については、変更せず5 地区の委託業務内容としていく予定にしております。

世帯数の増減についての考え方ですけども、これにつきましては、過去においても、少しずつふえているという傾向はございます。単価でやらせていただいておりますので、私どもの考え方としましては、ごみの収集に当たっては、一般廃棄物の適正な処理について継続的、安定的な実施を確保していかなければなりませんので、増減があれば、その時々で検討していかなければなりませんけども、今現在そういう大きな増減がありませんので、5年間この金額でいけるものと考えております。

それと、適切な分別がなされているかど うかというご質問であったかと思います。 数字的なものは手元には最近とっており ませんけども、仕事内容でありますとか、 いろんな市民からのお話でありますとか、 そういうお話を伺っている中では、委託業 者、直営かわりなく同じような業務内容が できているということで認識しておりま す。

○上村高義委員長 森川センター長。

○森川環境センター長 焼却灰等の量の 推移、それから今後5年間の見込みについ てお答えさせていただきます。

焼却量の推移につきましては、ごみの減量、それからリサイクルの推進によりまして年々減少してきておりまして、手持ちの資料では、平成9年度が年間5,514トン発生しておりましたけれども、平成24年度は、3,229トン、平成25年度が3,055トン、平成26年度が3,038トンという形で、平成9年度に比べると5割強、約半分近くに減少しております。

今後の5年間の見込みですけれども、まずはフェニックスの受け入れにつきましては、近畿2府4県の168市町村から発生する焼却灰などを受け入れている最終処分場でありますけれども、こちらのほうが、それぞれ尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖、4つの埋め立て処分場があるんですけれども、そちらの既に埋め立てが済んでいる割合が、平成27年3月末現在で、尼崎沖が97.2%、泉大津沖が93.2%、神戸沖が70.1%、大阪沖が22.5%、全体で76.4%となっております。

フェニックスの今後の見込みといたしましては、神戸沖が平成34年度に、大阪沖につきましても、平成39年度に受け入れが終了という予定になっております。その後の新たな埋め立て処分場の計画につきましては、現在のところ未定となっております。

また、処分料金のほうですけれども、フ

エニックス事業に係る運営費が増加したこと、それから、廃棄物埋め立て護岸の使用料を港湾管理者に支払うコストを料金に転嫁する必要が生じたということなどによりまして、平成23年度までは1トン当たり5,250円であった受け入れ料金が、年々上昇しておりまして、平成27年4月からは、1トン当たり9,072円という形で、かなりの値上がりになっております。今後もさらに値上がりするものと考えております。

そういうことから、現状といたしましては、焼却灰の量につきましては、ほぼ横ばいかなと思っておるんですけれども、フェニックスの受け入れ単価、ないしは今後の計画は未定ということもありますので、焼却灰のほうをいかにして減らしていくのかというのが課題であると認識しております。

あと、茨木市との広域化の関係によって 焼却灰等がどうなるのかというようなお 問いだったかと思いますけれども、更新年 度につきまして、摂津市は、平成40年度、 茨木市につきましては、平成38年度と見 込んでおりますので、その後のことになろ うかと思っております。それよりも、先ほ ど申しましたフェニックスの受け入れ態 勢の問題がありますので、そちらのほうは、 いかというのが課題と認識しております。 ○上村高義委員長 廃棄物の収集で、委託 世帯数について聞いておられて、その5地 区の合計の数と直営で実施している数も

豊田次長。

ど。

○豊田生活環境部次長 答弁もれがありまして申しわけありませんでした。

しくは比率で答弁いただきたいんですけ

それぞれ、市域全体で約3万8,000件ほど考えております。地区ごとにいきますと、1地区で約5,200件、2地区で4,700件、3地区で5,200件、4地区で5,800件、5地区で5,300件ほどが委託の予定にしております。今現在と同じ割合でありまして、ざっくりした数字なんですけども、直営が3で、委託が7という割合で、これは5年後も変わらない予定で考えております。

- ○上村高義委員長 安田課長。
- ○安田国保年金課長 それでは、後期高齢者の被保険者数の状況でございます。

まず、平成20年度、後期高齢者制度が 始まりました。その平成20年度末でいい ますと、5,502名の被保険者の状況で ございましたが、平成26年度末では、7, 961名と年々増加はしております。増加 の伸びの状況を見ましても、制度当初では 毎年200名ずつぐらいの伸びでござい ましたが、ここ数年500人近い人数が伸 びている状況でございます。単純に500 人伸びたかといいますと、やはり喪失され る方もおられますので、実際、資格の移動 でいいますと、喪失された方、新規で加入 された方といいますと、これ以上の人数の 方が窓口で対応させていただく状況にな っております。やはりそういった状況で新 規で加入される方におきましては、自動的 に保険証をお送りはさせていただいては おるものの、保険料が新たに後期高齢者制 度として賦課させていただきますので、そ ういったことのお問い合わせですね。また 高額療養費につきましては、一度申請いた だいたら、その後は自動的に振り込まれる 形にはなっておりますが、当初の申請、ま た限度額認定の適用ですね。そういったも のとか、コルセットをつくられた場合、こ

ういったものが、やはり窓口としては被保 険者数の増に伴いふえてきたということ になっております。

- ○上村高義委員長 川口参事。
- ○川口保健福祉課参事 私からは、後期高齢者の訪問歯科検診の内容について、ご説明させていただきます。

事業の内容ですが、在宅で主に臥床されている状態の方で、歯科医院への通院が困難な、おおむね60歳以上の方を対象としまして、歯科医による訪問歯科検診を実施しています。平成26年度の、この事業全体の実績は33名ですが、今回この補助金の対象となります後期高齢者の方については、23名となっております。

- ○上村高義委員長 増永委員。
- ○増永和起委員 衛生害虫であるとか、動 物死体の部分ですけれども、今までは正規 の職員の方と再任用の方が2名いらっし やって、平成25年度からは1名というこ とで、お答えいただきました。安定的にや っていけるようになったので、業務委託も 3年間にというようなことでお話があっ たと思うですけれども、そのお一人の正規 の職員の方が今後どうなっていかれるの かということが非常に気になります。とい うのも、おっしゃっておられましたように、 市民の生活に直結するお仕事だと思いま す。特に災害時なんかに消毒の問題が出て くるわけですけれども、専門的な市の職員 の方が、きちんと一人いらっしゃるという ことと、全く完全に丸投げをしてしまうと いうことでは中身が大きく違うんじゃな いかと。同じように業務を委託するという ことであったとしても、やはり市の責任と いうことについて、しっかりと考えていか なくてはいけないのではないのかなと思 います。そこのところについて、今後の体

制と考え方を教えてください。

それから、ごみの収集運搬の委託業務で すけれども、研修が今までと変わらないと いうことに関しては、よくわかりました。

それから、単価がどうして違うのかとい うのは、要するに仕事を保障するというこ とを前提に、全体でこれぐらいというお金 を決めて、それから世帯数がそれぞれの地 区で違うからということなんですかね。そ れであるならば、大きく変わらへんかった ら変動しないのかもしれないですけど、そ の世帯数が変わっていくごとにこの単価 が5年間であっても変動するというよう な中身なんでしょうかね。仕事について保 障するということは、業者にとっても大切 なことだと思うんですけれども、その辺が 少しわかりにくいなと思うんで、ごみの量 なんかも減っていっている傾向だとお伺 いしているので、どちらを重きに置いてや ってるのか、仕事量をきちっと保障すると いうことで、それによってこの単価が5年 間でも変化していくということなのか、一 定これを決めた中では変わらないという 内容なのかということについて、もう一回 教えていただきたいなと思います。

それと、直営の職員については、5年間は変わらずに同じ人数でやられるということなんですけれども、やはり退職される方もその中にはあると思うんですけれども、日本共産党は直営3割、委託7割というのは委託の割合が大き過ぎると前にも主張させていただいています。やはりただ集めるというだけではなくて、ごみの収集をしていただく方々に一番私たちが求めているということは、市民に対してのそれぞれの気配り、目配り、ごみの問題だけではなくて、今、摂津市がどんな状況になってるかというのをもしかしたら一番こう

いう方々がよくわかられているのかなと。 そして、災害があったときなんかには、あ そこにこんな方がいらっしゃると、高齢者 ひとり暮らしの方がいらっしゃるとか、い ろんなことがわかってる方だと思うんで す。そこを民間にどんどん委託していくと いうのは、今までにも反対してきたところ ですし、これから先々5年間、非正規の方 でその仕事を担っていただくように、だん だん比重が大きくなってくるというのは、 やはり大きな問題なんではないかなと。退 職をした後の補充をしないという摂津市 の考え方について、そろそろ改めていかな くてはいけないのではないのかなと思い ます。5年間は、これ以上民間に委託を拡 大しないということに関しては広がるよ りはましだとは思いますけれども、でも非 正規の方がふえるということについては、 正規の方にとっては負担が重くなるとい うことにもかかわるので、その辺のお考え をお聞きしたいと思います。

それから、焼却灰の問題ですけれども、 茨木市との広域化は大分先だと。それより も前に埋め立ての受け入れが閉じられて しまうことが心配だというようなお話で した。焼却灰をなるべく減らしていきたい とおっしゃってたんですけど、そういうこ とと、先ほど一般廃棄物収集運搬業務のと ころで、適正分別のチェックをやってない ということですかね。しばらく手元で数字 をとってないとお聞きしたんですけど、そ の焼却灰を減らしていきたいということ は、やはり委託であっても、適正分別がし っかりできているかというチェックが必 要になってくることだと思うんです。そう いうところではセンター長のお答えと少 し矛盾が出るというか、本当にごみをしっ かり減量したいと思ってるのかどうかと

いうところです。焼却灰を減らすためには、再生できるものは再生する、もやせないごみはもやせないごみでちゃんと分けてもらうということをせなあかんわけですけれども、そこをどれだけしっかりやっているのか、もう一回ぜひお答えいただきたいと思うんです。

焼却灰のほうでは、これはもっともっと 減らしていきたいというお話で、非常によ くわかるんですけど、業者からすると、単 価はトン当たりでしたかね。ということは、 どんどん減れば、仕事がどんどん減ってい くということにつながるわけですかね。そ こら辺の兼ね合いはどう考えてはるのか、 方向性について、市はどんなふうに思って、 どうしようとしているのかというのが、最 近、ごみ行政の部分で見えなくなってきて いるところが私にありまして、ぜひお聞か せいただきたいと思います。

後期高齢者のところです。窓口へいらっしゃる方も非常にふえているんだということでお伺いいたしました。よくわかります。そういう中で保険料が払えないというご相談がふえてないのかということについて教えていただきたいと思います。そういう方々にどういう対応されてるのか、ぜひお願いします。

歯科検診のほうは、在宅寝たきりの方に 歯医者が訪問をされるというようなお話 で、そういういい制度をやられてるんだな ということがわかりました。これからもま たきめ細かな対応をぜひよろしくお願い します。これは要望といたします。

- ○上村高義委員長 丹羽課長。
- ○丹羽保健福祉課長 今回、債務負担行為 で計上しております事業について、今後の 体制、考え方ということにお答えいたしま す。

先ほどもご説明させていただいたんで すけれども、平成24年度までは正職員1 名、再任用職員2名で事業を実施しており まして、平成25年度から死獣回収の全面 委託、あと消毒のほうも委託で始めたとこ ろでございます。このときに、増永委員ご 指摘のとおり全部丸投げするのではなく て、やはり1名の方に残っていただいて、 業務を進めてまいりました。特に消毒する 箇所というのは、長年の経験等から、その 職員がよく場所を把握しているというこ とがありまして、マニュアル化というか、 毎年蚊が多いところとか、虫がたくさん出 るとか、記録をきちっと残していただいて、 マニュアルにしていただくというような 作業も今までやってまいりました。ただ、 やはり臨時の対応とか、まだまだ1名は専 任でつける必要があると考えております ので、今後も1名の方にはついていただい て、業者とのやりとり、依頼や報告、現場 について行って具体的に指示するという こともやっていただいております。これも 3年間の債務負担でありますと、同じ業者 がやることになりますので、例えば1年目 でご案内させていただければ、2年目から は業者だけでいけるというような効率化 も見越して債務負担を計上させていただ いたところでございます。

まだまだ、平成25年度から全面委託を したところでございますので、現状では1 名の職員を衛生業務につけて、今後も事業 を展開してまいりたいと考えております。 〇上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 それでは、私から 環境業務課に係ります増永委員の3回目 のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の単価の考え方でございます。先ほど申し上げましたように、全体数

を個々の業務量から考えまして、全体の金額を決めまして、それを世帯で割らせていただいています。ということになりますを選びます。ですから、世帯数がかから、世帯数がから、世帯数がから、世帯数がから、大ほど質問にありましたで、債務変化がありましたら、それはその額の中で、自己なります。ただ、今ご質問にありました全体的な考えただ、今ご質問にありました全体的な考えただ、今ご質問にありました全体的なおうことになりますと、このもとになりますと、方は、その業務に対する積算になっておりますので、ご心配はないかと考えておりますので、ご心配はないかと考えております

それと、2点目の正規職員に対して、負担が今後ふえるんじゃないかという心配に対してですけども、おっしゃられていましたように、退職は確かにこの5年間にもございます。ただ、5年間に対しましては、一定再任用で来ていただくということもありますので、変わらない状況でできるものと考えております。今後につきましては、5年過ぎて10年先、20年先になると、また状況が変わってくるかと思いますけども、この5年間については、心配ないものと考えております。

それと、灰の量が減っていくというのと、 ごみの減量、この辺についてどう考えてい るかということになりますので、これにつ いては、私からご答弁させていただきます。

今現在、環境業務課で、資源と、もやせるごみという形での収集体制をとっております。環境センターのほうでは先ほども話がありましたように、平成40年に炉の更新があります。それにつきましては、対処していかなければならないと考えてお

ります。その点につきまして、今の状況と いたしましては、もやせるごみ、もやせな いごみとありますが、皆さんにご協力いた だいて、もやせるごみの中には、生ごみと かそういう比率がかなり高くなっており ます。そういった結果、炉ではもやせるん ですけども、逆に燃やしにくいという状況 になっているのが現実でございます。今後 につきましては、炉が延命できるような形 での、もやせるごみ、もやせないごみ、こ の辺のあり方について考えていかなけれ ばならないと考えております。結局、燃や しにくいごみになりますと、やはり非効率 的なことになりまして、燃え残りが出てく るとか、そういった形の中で灰がふえると いう一因にもなっているかと思います。完 全に燃やし切れるような形での運用に今 後していかなければならないと考えてお りますので、どう集めるかということと、 どう燃やしていくんだと、この辺について、 今後、私どもの一つの課題と考えておりま すので、検討して、また答えを出していき たいと考えております。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、後期高齢者に係ります保険料の納付についてのご相談がふえているのではないかという、ご質問でございます。

被保険者数の増加に伴いまして、確かに 保険料について窓口に来られる方はふえ てはおられます。ただ、中身としましては、 支払いが困難な方もおられますが、どちら かといいますと納付相談、支払い方法です ね。やはり後期高齢の方になりますと、国 保から後期に移られることによって、年金 特徴になっていたのが、年金特徴でなくな ってしまったとか、そういった納付につい て、どういう形で支払ったらいいのか、ま た逆にそれまで普通徴収であったものが、 特別徴収になると、そういったことで、年 金から引かれているけど、どうなっている のかなど、そういった類の相談が保険料に ついては多いかと思っております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 動物の分とか、それから、 衛生害虫の分ですね。正規の職員の方が今 後も残っていいただけるというお話だっ たので、ほっとしたところです。やはり業 務の対応ということでは、もちろん委託さ れるところは専門家なので、しっかりとし ていただけるとは思うんですけれども、や はり災害があったときとか、いろんな場合 がありますので、市民に対してこういう衛 生部門でどう市が責任をきちっと持って いくのかというところでは、ただ業務だけ を投げるということではなくて、しっかり と市民の中でこの問題について、今後、摂 津市がどういう形をとっていくのかとい うことについて、考える人が必要だと私は 思っておりますので、ぜひ業者が仕事にな れるまでということではなくて、責任を持 って仕事を考えていただける人が摂津市 の中に一人いらっしゃるということにつ いては、これからも堅持をしていっていた だけたらなと思います。これは要望として おきます。

それから、ごみの問題ですけど、今お話を聞いても、まだやっぱりわかりにくいというか、生ごみの割合がふえているということは、分別をよくしていただいている結果ということかと思うんですけれども、それが反対に炉にとってよくない状況になっているというお話というのは、非常に矛盾もあってわかりにくいと思うんですけど、今後の課題ということで、おっしゃっているので、またしっかりと私たちも考え

ていきたいと思いますし、摂津市の方向性 というのを理念を持って出していただき たいなと思うんです。ただ、摂津市がとか、 炉の延命とかということだけではなくて、 やはり地球環境としてどうなのかという 大きな視点というのもしっかり持ってい ただいて、考えていっていただきたいなと 思います。そういう部分にもかかわってく ると思うんですけど、やはり非正規の方の 割合がふえていくということについては、 ごみ行政について、摂津市が持っている責 任がだんだんと果たしにくくなっていく んではないかと。再任用の方も頑張ってい ただけると思います。5年間は安心ですと おっしゃってくださったのは非常に心強 いですけれども、じゃあその先どうなるの ということでいけば、その方々がいらっし ゃらなくなると、次の世代も育てていけて いないわけですよね。どんどんと業務が民 間へ民間へということで、拡大している中 で、しっかりとした市の持っている責任と いうのが、私は果たしにくくなっていくん ではないのかなと思います。ですから、今 回の債務負担行為は民間への拡大をする ものではないですけれども、市がこのごみ 行政について、どういうポリシーを持って、 どういう考え方でやっていくのかという ことを摂津市民にしっかりと示せるよう に、正規の方をしっかりふやしていただい て、頑張っていただきたいと思います。 ○上村高義委員長 増永委員の質問が終

わりました。 村上委員。

○村上英明委員 今回の一般会計補正予算は、全般的に言えば、人事異動による補正が主だろうと思うわけでありまして、その中でも民生の所管分ということで、先ほども増永委員から債務負担行為について

とか、いろいろご質問がありました。

その中で、この衛生害虫とか動物死体の 収集関係ですね。この3年間で債務負担行 為を組んでいきますということですが、そ れぞれの年ごと、例えば1年間これだけの ボリュームが出るから、1年間こういう形 の金額で委託をします。3か年の契約をし ますということだと思うんですが、件数の 増減があれば、その中で金額がどう動くの かということをお尋ねしたいと思います。

もう1点、この衛生害虫の件で市民の方からいろと要望といいますか、ご相談といいますか、ふえているのが、先ほどもありましたけど、ハチの件です。スズメバチということであったかと思うんですが、そのほかのアシナガバチとか、いろいろと、ご相談もいただいております。しかしながら、これから独居の方がふえてくるとか、高齢的なこともあって、何とか行政のほうで対応をしていただくような、少し幅を広げてもらえないかというお話もあったが、どう考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

もう1点は、債務負担行為で一般廃棄物 収集運搬業務委託事業の件でございます。

先ほども、1世帯当たりのこととか、5 地区のこととか、いろいろとお話もあった かと思うんですが、例えば大きな開発とい うのがあれば、この債務負担行為の中でど う対応されるのかということと、それから、 例えば千里丘新町ですね。今度どうなって いくのかということも含めて、この5年間 の中に入っているんだろうなと思うんで すが、その辺の考え方をお尋ねしたいと思 います。

- ○上村高義委員長 丹羽課長。
- ○丹羽保健福祉課長 保健福祉課にかか

わります債務負担行為、衛生害虫等駆除事業についての件数等をどういうふうな積算で債務負担行為を組んだかということでございますが、先ほども増永委員からただいますが、先ほども増永委員かれただいたも、平成25年から全面的な委託を始めてございます。今回、債務負担行為を計上するに当たりましては、消毒業務については15件、スズメバチの駆除等については15件、ミツバチの駆除等については15件、ミツバチの駆除等については15件、ミツバチの駆除等については15件、これを単価契約で計上させていただいて、債務負担行為の金額は積算させていただいたところでございます。

それと近年ですね、ハチの駆除について、 ハチの発生がふえていて、市民の要望の対 応についてということでございますが、保 健福祉課でハチ駆除の実施要綱というの を設けておりまして、満65歳以上の方の みで構成されている世帯の方からハチ駆 除の依頼がありましたら行かせていただ くと。もう1点は、身体障害者福祉法によ る身体障害者手帳、あと精神保健及び精神 障害福祉に関する法律による精神障害者 保健福祉手帳の1級、2級をお持ちの方に つきましては、こちらのほうで行かせてい ただくという形にさせていただいており ます。

それともう1点、スズメバチにつきましては、非常に危険なハチでございますので、スズメバチが巣をつくってるというところがあれば、こちらから行かせていただくということで、要綱で定めておるところでございます。

- ○上村高義委員長 豊田次長。
- ○豊田生活環境部次長 それでは、私から、 村上委員の1回目のご質問に対してご答

弁申し上げます。

大きな開発、特に今後見込まれる千里丘 新町について、どう考えているかというこ とであったかと思います。こういった千里 丘新町みたいな大きな開発になりますと、 転入者がかなり多いと考えております。そ ういった場合、どうしても摂津市の分別方 法についてなかなか理解されてないとい うことがございますので、ここまで大きな 開発になりますと、まずは私ども直営の人 間が入りまして、分別方法なりきちっとご 説明する中で進めていって、ちゃんとでき るようになった時点で、千里丘新町につい ては5年後、この債務負担が終わった後に、 委託に回すなり直営でするなり、考えてい きたいと思ってます。今回の中では、直営 でやっていきたいと考えております。

- ○上村高義委員長 村上委員。
- ○村上英明委員 先ほど、衛生駆除の件ですね。満65歳以上の方には行ってるということでありまして、スズメバチの駆除ですが、そのほかのハチ関係ですね。どうしても高齢者の方は処理ができないということもあって、ハチが出てきたら、市販の害虫駆除のスプレーというんですかね、それで対応してくださいというのが時々あるんですが、それも含めて、また委託の中でできるような形で、検討をお願いしたいと思います。これは一つの要望としてお願いをしたいと思います。

廃棄物収集の件ですね。この千里丘新町は、平成32年までは直営でいくということでありましたけども、それが今の職員の体制でいけるのかという懸念もあります。これが2年後ぐらいになるかと思うんですが、そのときに、直営の部分で本当に対応できると考えておられるのか、その辺をどうとらえておられるのか、もし考えがあ

ったらご答弁をお願いしたいと思います。 〇上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 今回の千里丘新町に関しましては、マンションが建つということで、ごみ集積場に集めていただけるということですので、件数がふえても、戸別に回るよりは極端に業務がふえるということでは考えておりません。そういった中で、現状の職員で対応していけるものかと考えております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 要望という形になろう かと思うんですが、新しい千里丘新町のと ころです。市内の方の移動であれば、分別 のやり方も知っておられるかと思うんで すが、市外の方からすれば、ここまで摂津 市やってるねんなということで、いろいろ と戸惑うというんですか。そのような声も 時々聞くこともありますので、そういう意 味では、マンションということで収集箇所 が1か所なり、2か所なりということで、 世帯が50であろうが、100世帯であろ うが、収集箇所は少ないだろうなと思うん ですが、その中で、どう分別をしっかりや っていただけるかというところの周知と いうか、それがこれから必要になってくる んだろうなと思いますので、またしっかり と今の職員体制の中で、今の摂津市の分別 の中身を、極力知っていただくということ で、周知または徹底をお願いをしたいと思 いますので、よろしくお願いいたします。 ○上村高義委員長 村上委員の質問が終 わりました。

森西委員。

○森西正委員 それでは、債務負担行為の 質問をさせていただきたいと思います。

先ほど増永委員、村上委員も質問されて いましたけれども、衛生害虫等駆除事業で すが、単年度から3年の債務負担ということであります。単年度の場合、どの程度の金額であって、今回は、3年間になっていますけれども、それを単純に3で割れば1年間の金額が出てこようかと思うんですけれども、どういう差が生じているのか。教えていただけたらと思います。

動物死体収集・運搬事業も同じく単年度 であったということで、それが3年の債務 負担と1年間で計算するのと、その差を教 えていただけたらと思います。

一般廃棄物収集運搬業務委託事業ですけれども、これも1年間で計算したときの計算です。幾らになるのか。今回、単純に5で割れば出てくるんですけれども、金額の差が同じであるのか。違うのか。教えていただきたいと思います。

同じく焼却灰等運搬業務委託事業も同じく1年間あたりで考えると、どの程度の 金額になるのか。教えていただきたいと思います。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 債務負担につきまして、保健福祉課にかかわる限度額の設定ということでございますけれども、この部分につきましては、平成25年度、平成26年度やっている中で、実績等がありますので、実績に合わせた金額を債務負担行為の額では、3年間計上させていただいております。

今後、継続して行われるというメリット、あとは業者も設備投資等を考えてやっていただけることがあるかと思いますので、一定の財政的な効果も、そこで出てくるのではないかと考えております。現状では、実績で予算計上をさせていただいております。

○上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 それでは、私から 森西委員の1回目のご質問にご答弁させ ていただきたいと思います。

一般廃棄物収集運搬業務につきまして も、焼却灰等運搬業務につきましても両方 とも設計で組んで、金額を設定させてもらっています。前回についても同様でござい まして、そのもとになる数字といいますの が、国土交通省の公共工事設計労務単価を 使用させていただいています。

それにつきましては、主に積算にかかわってきますのが、運転手の分で、これが115%ほどの伸び率になっています。15%ほど労務単価がふえていると。それと作業員につきましては、29%ほど伸びていると、その中で設計を組まさせていただいているという状況でございます。そういったことで、今回につきましては、その部分が伸びてくるということで、ご理解願いたいと思います。

○上村高義委員長 森川センター長。

〇森川環境センター長 焼却灰等運搬業 務委託事業の債務負担行為の設定ですけれども、先ほど、次長から申しましたよう に、設計を組んで債務負担行為の限度額を 計上しております。

前回につきましては、税込みですけれども、トン当たり3,000円で1年間見込みとしまして3,500トン、それの5年ということで5,250万円という限度額を設定しております。今回につきましては、トン当たり税抜きですけれども2,913円、それで年間3,300トンを見込んでおりまして、それの5年ということで5,268万2,000円を限度額として計上しております。

○上村高義委員長 債務負担の単年度の 数字と、前年度の分もということで聞いて たと思うんですけども、その数字が出てないんですけどね。

丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 済みません、単年度 の数字等をご説明させていただきたいと 思います。

今回、債務負担で上げさせていただいた 金額につきましては、害虫等駆除業務の委 託契約積算の単価につきましては、害虫の 駆除等については4時間以内で作業があ る場合は、3万5,000円、これを3日 間、あと害虫及びネズミの駆除等、これは 1日かかったときは、1日5万円というこ とで80日間、アシナガバチの駆除等につ きましては、10件見ておりまして、単価 が1万円、そして、スズメバチの駆除等に つきましては、想定件数が15件で、1回 3万円、ミツバチの駆除等については3件 で、1回の単価が3万円で積算させていた だきまして、あと消費税8%かけた金額が 512万4,600円という形で積算させ ていただきました。

なお、平成29年度、平成30年度につきましては、消費税分10%で積算していますので、その金額で、今回債務負担行為を計上させていただいているところでございます。

動物死体の運搬業務につきましては、今までの実績等々を加味して、積算させていただきました。これは平日と土日の積算単価は違うんですけれども、平日の単価が1万1,000円、土日については、1万2,000円ということで、あと諸経費が入ってきます。先ほど申した消毒とか、いろいろりますので、その分が7万円ということで、その分12か月分をかけまして、平日につきましては、日数が243日、あと土日祝については120日、計363日で

計算させていただきまして534万9,240円を、平成28年度、これは消費税8%で計算させていただきました。平成29年度、平成30年度につきましては、先ほどの単価の積算に従いまして、消費税を10%にした金額で、今回債務負担行為を計上させていただいております。

- ○上村高義委員長 豊田次長。
- ○豊田生活環境部次長 それでは、私から 廃棄物の年度ごとの単価について、ご説明 させていただきたいと思います。

平成23年度、始めさせていただいた当初の決算額ですけれども、1億418万8,923円という額になっております。

平成26年度で5地区に拡大した時点、これで1億8,737万1,931円と、それが比べるもとになる数字になるかと思います。これは5地区合わせた合計になっております。それで予定として、平成28年度の債務負担額につきましては、もやせるごみ、もやせないごみの合計額につきましては、平成28年度単年度の5地区といたしまして、2億1,223万8,792円でさせていただいています。平成29年、平成30年、平成31年、平成32年、これにつきましては、ある一定、消費税などを加味しながら、金額を決めさせていただいています。

- ○上村高義委員長 森西委員。
- ○森西正委員 そうしましたら、衛生害虫 等駆除事業ですけれども、金額については わかりました。先ほど村上委員もハチの件、 質問されましたけれども、私も同じく障害 者の方と65歳以上の高齢者の方の要請 があれば、スズメバチ以外のハチも駆除を していただけるということでありますけ れども、お若い方といいますか。その中の 対象になっていない方からの要請があれ

ば、それはその方に処理をしてくださいと いうことになるわけです。そうなりますと、 民間の業者に依頼をするか。民間の業者に 依頼をすると高額な料金になってくるん で、依頼先が多くは自治会になってくるわ けです。自治会になってきて、自治会が駆 除をするということが現実なんです。ハチ ですから、どこに巣をつくっているかとい うと、2階、3階、屋根の真下というか、 そういうところで巣をつくっているわけ ですから、高いはしごを伸ばして、自治会 の役員が駆除をしているというのが現状 なんです。そういうふうなことでいうと、 例えば危険な部分もありますし、やっぱり その辺を何とか、市民の方がけがをするこ とがないように、その点は内部で検討をし ていただいて、現実はそうであるというこ とがありますので、その点を十分に知って いただいて、検討をしていただきたいと思 いますので、よろしくお願いします。

それで、次、動物死体収集・運搬事業で すけれども、当然、公道での死体処理とい うことでありますけれども、私も何度かあ るんですけれども、民間の例えば駐車場と かというのがあるんです。そしたら、どこ に依頼をということになってくるんでし ょうか。だから、依頼先がなかなかわから ないというか、見つからない。ということ があって、今まであったのが、長期の連休 とか、休みの日に、そういう死体が民地の ところで発生すると。そうすると、そのま まの状態でずっとほったらかしにするの かというと、やっぱりそういうこともでき ないんで、その点も市民の方は困られてい る部分がありますので、そういうことがあ るということで、内部で検討をしていただ きたいと思いますので、対応・対策をお願 いします。

それと一般廃棄物収集運搬業務委託事業ですけれども。伸び率があるということですから、 私もうろ覚えの部分もありますけれども、 当時、豊中市の入札の金額を参考にしたということだったと思うんです。豊中市は低金額で落札されていて、その金額を参考にしたということであったと思うんですけれども、事業所からその金額ではなかなかと厳しいという意見があったとは思うがあったとは思うがある。 私は、もし事業するのであれば、現益分岐はどこであるのかというようなことは役所として判断をしながら、金額設定をは役所として判断をしながら、金額設定をしていくべきではないかということで述べさせてもらっていたんです。

今回、国土交通省の労務単価とか、全体 の伸び率は高くなっていますけれども、そ の点、金額だけではなくて、実際に仕事が できるという適正な金額で設定をしてい かなければならないと思いますので、これ 以上は言いませんけれども、その点は注意 をしていただいて、債務負担行為をすると いう段階での金額は、十分に適正金額とな るようにと。これは一般廃棄物、焼却灰だ けではなく、全てに関してそうですけれど も、事業者が仕事ができる、マイナスにな らないような金額の設定を役所が判断し て、研究・勉強をして、適正金額になるよ うに、十分に努めていただきたいと思いま す。焼却灰の件も、同じことが言えると思 いますので、今後お願いをしたいと思いま す。

以上で質問を終わりたいと思います。 〇上村高義委員長 森西委員の質問が終 わりました。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わり

ます。

暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩) (午前11時22分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第66号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質 疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 国民健康保険特別会計 補正予算について、質問をいたします。

今回、平成26年度の決算額も確定した ということで、補正ということだと思うん ですけれども、平成26年度は本会議で日 本共産党は反対討論もいたしましたけれ ども、9,000万円の値上げを市民に負 担をさせたにもかかわらず、単年度で3億 円の黒字となり、累積赤字4億円あったも のが、一挙に1億円に減っていったという 経過があります。しかも、摂津市は、平成 27年度にも値上げをしています。6月の 補正で値上げ幅については抑えたと思い ますけれども、やはり今まで6年間ずっと 国保の料率を上げずに頑張ってきたにも かかわらず、連続値上げを今回されたとい うことは、非常に大きなことだなと思って おります。

しかも、これから先の見通しについても、 保険料を上げることが特別調整交付金で あるとか、そういうところで摂津市の保険 財政にとってプラスになるんだというよ うなご答弁もあったかと思うんですけれ ども、市民に負担を押しつけながら摂津市 の繰入金を減らしたりとか、累積の赤字を 減らしたりとかということは、非常に問題 があると思っております。

私は、ずっと質問もしてきましたように、 摂津市は、今どんどんと値上げをしていま すけれども、他市では保険料の引き下げと いうことをやっているところも多くなっ てきています。摂津市はもとが低いから上 げても、他市が下げても、それは差が縮ま っているんだというご答弁も、今までもあ ったかと思うんですけれども、一人ひとり の市民にとって、今、保険料負担が非常に 大きいということは、摂津市の中でも、そ れはそうなんです。それを今、国も府も国 保財政をしっかりと安定させるような方 向ではしておりませんけれども、それでも 消費税の対策ということで、一部お金を入 れて保険料を引き下げるために、加入者の 負担を軽くするためにという名目で、財源 を充てているにもかかわらず、摂津市では 連続の値上げが行われると。平成28年度 の見通しについては、これから立てていか れると思うんですけれども、さらに値上げ を続けていかれるのかどうかについて、ご 答弁いただきたいと思います。

- 〇上村高義委員長 安田課長。
- ○安田国保年金課長 保険料につきましては、平成21年度から平成25年度まで5年間据え置きさせていただいておったところでございます。

しかしながら、これも何遍も申しておりますが、後期高齢者支援金や介護納付金です。そういった部分の伸びに対応するためには、保険料を改定せざるを得ない状況となっております。その間、さまざまな医療費の適正化の努力もしてまいりました。そういった部分につきましては、できるだけ保険料を抑制する形で反映はさせていただいてはおります。平成27年度、平成26年度につきましても料率改定はいたしておりますが、平成26年度は支援分、介護分の部分を上げさせていただいて、医療分については、保険料を引き下げさせてい

ただいたところでございます。

今後、平成28年度以降の状況でござい ますが、やはり支援分、介護分につきまし ての保険料につきましては、やはり一定の 伸びを抑えることは、市としても、なかな か手の届かないところにはなってきます ので、ここについては一定の保険料の改定 は必要になってくるかとは思っておりま す。細かい数字につきましては、年末、ま た国から示されますので、そういった状況 を見た上での判断とはなってまいります が、医療分についてですが、今年度補正も させていただいていますが、国の法定の繰 り入れがふえてきております。やはりこう いった部分を活用しながら、法定外も、シ フトしていく形で減らさせていただく。そ ういった部分で料率をどのように設定し ていくか、考えていきたいとは思っており ます。

値上げありきではございません。収納率が下がることによって、国保財政がダメージを受けることもございますので、そういった部分も見ながら保険料をどのように設定していくべきか考えていきたいと思います。

- ○上村高義委員長 増永委員。
- ○増永和起委員 保険料を据え置きして きたという努力については、非常に私たち も評価をしているところです。

けれども、介護保険料だとか、支援分だとかが伸びてきたから上げざるを得ないんだというお話でしたけれども、4億円の累積赤字は、この間、ずっと変わらずにきてたわけです。市にとって負担が少しふえたというのは、1回法定外繰入を1億円入れていただいた、そこは確かに市がかぶっていただいたと思っています。それ以外は法定外繰入もずっと同じぐらいの金額で

すし、累積赤字も変わらないということでは、大きく見れば、市民の負担もそんなに変わらなかったけれども、市の負担もそんななに変わらずにきたわけです。ところがったといえば、さっきも言ればどうだったのかといえば、さっきも言ればとうに、単年度で3億円の黒字を出した。それによって累積赤字は1億円がどってしまったわけです。細かい介護分がどうとおっしゃいますけど、市民はその一つ一を見て、ここは下がったとか、ここは上がったとかいうてるわけではありません。やっぱり保険料全体として引き上がるのか、下がるのか。ここがありません。やっぱり保険料全体として引き上がるのか、下がるのか。ここがありません。やっぱり保険料全体として引き上がるのか、下がるのか。ここがありません。やっぱり保険料全体として引き上がるのか、下がるのか。ここがありません。やっぱり保険料金体として引き上がるのか、下がるのか。ここがありません。

全体として、保険料負担を軽減すべきだということで、国からの法定繰入とかもふえているわけじゃないですか。今までやったら、そういう軽減世帯に入らなかったところが、法定軽減の枠を広げたことによって入っているわけです。

ところが摂津市が値上げをしたことで、 せっかく今まで法定軽減の枠に入らへん かったけど、今回入ったという方々まで値 上げになった人たちが出てきたわけじゃ ないですか。これは国がやろうとしている 流れと大きく反することだと思うんです。 法定繰入が、国からふえてきているから、 摂津市の法定外繰入を減らすというのは、 これはもう明らかに間違っていると思い ます。やはり法定繰入がふえるということ は、それだけ加入者の負担を減らすという 方向に動いていただかないと、摂津市の 方々は消費税は上がるわ、保険料は上がる わということになっていくわけじゃない ですか。ぜひ、ここのところは、今までの 繰入をしっかり守っていただいて、値上げ をしないで頑張っていただきたいと思い ます。法定の繰入がふえている意義という ことについて、ぜひご答弁いただきたいと 思います。

それと、摂津市の姿勢、もう一度、改め てご答弁ください。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、法定繰入がふえているという意義の部分でございます。 今年度、平成27年度保険基盤安定制度の保険者支援分というのが拡充となりました。ここにつきましては、やはり国においても法定外の繰入が多数行われているといった部分の解消を見据えて拡充されている部分でもあります。例えば、二つにわかれますが、これまでやはり法定外繰入をせずに、保険料を設定されていたという市町村においては、当然ながら法定の繰入がふえることによって、保険料が抑制可能となってきます。

ただ、法定外繰入を行ってきた市町村においては、やはり法定の繰入を活用して、法定外繰入をあるべき姿に戻していくというような形で、平成30年度に都道府県化というのが、もう見えてきておりますので、やはりそういった部分では、しっかりと国保財政健全化に向けた形で運営はしていかないといけないと考えております。〇上村高義委員長増永委員。

○増永和起委員 保険者の基盤安定という部分というのは、ただ法定外の繰入をしていたところが、法定外の繰入を引き上げるために入れたと、国は説明していますか。そうではないと思います。やはり加入者の負担を減らすということについて、国は言っていると思うんです。

その前に、先ほども言いましたように、 法定軽減の枠を広げるということも、保険 者のためということではなくて、加入者の 負担を減らすという、そういう趣旨でした。 やっぱり摂津市の今やっているやり方は そこの趣旨に合ってないと。そこを私は申 し上げているんです。

自治体の国保の財政というのは、いろい ろありますけれども、法定外の繰入という のは、大阪府下ではかなりのところが法定 外繰入をやっていると思うんです。そした ら他市が、摂津市がやっているように法定 外の繰入を減らすためだけに、これを使っ て保険料を引き下げていないのかといえ ば、そんなことはありません。法定外の繰 入を入れているところでも、国保料引き下 げのために、このお金を使っているところ もあるわけです。ここでやりとりをしても、 また同じような内容になると思うんで、も うこれ以上は言いませんけれども、もう国 保の保険料というのは、非常に高過ぎて、 本当に負担が大きくなっているので、摂津 市はこれ以上、保険料を引き上げることを やめていただきたい。

そして、これから先に都道府県化という ことが言われています。その中でも最初は 都道府県化になれば、統一保険料なんだか ら、そこを目指して、今から少しずつ低い 保険料のところは引き上げていくみたい な話がありましたけれども、これについて も都道府県化になっても、そこの保険料を 決めるのは、市町村であるということは、 もうはっきりしたわけですから、摂津市が 頑張ってくれはったら、これから先々も、 摂津市の国保加入者は負担が大きくふえ ずにいけるわけです。財源がないわけでは ありません。摂津市はしっかりとした財源 を持ってはるわけですから、やはり市民の ために、ここは頑張って値上げをせずに、 法定外の繰入もしっかり行って、国保の加 入者、市民を守っていただきたいと思いま

す。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終 わりました。

村上委員。

○村上英明委員 先ほども一般会計からの繰入という話もありましたけれども、それはふえればふえるほど、特別会計としてはありがたいなということですが、一般会計からすれば、また相反するようなところもあります。私もいろいろとご相談の中で、保険料がここ2年ほどずっと上がってきていると。今の社会状況の中で、本当に厳しいというお話を聞くことがふえてきたという現状もございます。

そういう中ではあるんですけども、法定 外の繰入というのが、本来であれば、保険 料軽減なりに役立っていけばいいのかな と思うんですが、数字上から見れば、少し 言葉悪いですけども、未収納の分の穴埋め みたいな形になってきているのかなと思 いますので、そういう意味では収納率を上 げていくことが、保険料軽減に役立ってく るのかなと思うので、収納率を高めていく ということが、大切なことなんだろうなと 思うので、その点も、またこれからしっか りと目を向けて取り組んでいっていただ きたいと思いますし、今回の補正は雑入の 減ということがありますけども、これも次 年度の絡みとか、いろいろとあると思いま すので、その辺は先ほど言いました収納率 を高めていっていただくということが、法 定外の繰入を減らすことの役に立つとい いますか、しっかりと取り組んでいってい ただければと要望したいと思います。

〇上村高義委員長 村上委員の質問が終 わりました。

他にございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第69号の審査を行い ます。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 質疑なしと認め、質疑 を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時38分 休憩) (午前11時39分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第68号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質 疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 質疑なしと認め、質疑 を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時40分 休憩) (午前11時41分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第77号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質 疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 マイナンバーの導入に伴う印鑑登録証明書のコンビニ交付の条例だと思いますが、この前に、通知カードが送られていると思います。摂津市でも届いたという方もあれば、まだだというような方も聞いております。今、全国的に通知カードはどのぐらいの状況で届いているのか。摂津市については、大体いつぐらいまでに1回目の配送が終わるのかという

ことについて、お聞かせいただきたいんです。

コンビニ交付をしようと思えば、今度は 通知カードから個人番号カード、ICチップ入りのプラスチックのカード、顔写真が 入ったやつだと思うんですけれども、これ を交付して、初めて使えると思うんですけれども、個人番号カードがいつぐらいから 摂津市では皆さんに交付ができる状況に なるのかということについて、教えていた だきたい。

それから、今、相談窓口を設けておられると思うんですけど、マイナンバーに関して、どういうような相談が来ているのかということについて、教えていただきたい。 苦情なんかもあるかもしれませんけれども、中身を教えていただきたいなと思います。

それと、あと全国では配送したけれども 届かないで、各自治体に戻ってきていると いうのがあると思うんです。摂津市ももう 戻ってきている分とかあるんですか。今ま での全国の状況と、それから摂津市でもあ りましたら、それについても教えていただ きたいと思います。

- ○上村高義委員長 川本課長。
- ○川本市民課長 それでは、まず通知カードの郵送の状況でございます。全国の状況はわかりませんけれども、摂津市では11月24日から配達が開始されまして、郵便局によりますと、12月9日までに配達を完了するということでございます。公式的には12月12日ということになっておりますけども、内部的には12月9日で完了を頑張りたいということでございます。

続きまして、個人番号カードの交付の時期でございますが、通知カードが、全国に 比べまして摂津市は1か月おくれとなっ ております。通知カードと一緒に申請書が 入っておりますので、すぐに申請しても早 い地域に比べますと1か月おくれの申請 になります。ですから、国としましては、 個人番号カードを1月から交付開始と言 っておりますけども、恐らく摂津市でも1 月には間に合わないかなと想像しており ます。国から通知はございませんけども、 1月の交付は難しいかなというところで ございます。

続きまして、窓口での相談内容でございますが、当初一番多かったのは、いつ配達されるのかというご連絡が一番多くございます。配達されますと、どうしても高齢の方が、内容がわからない、教えてほしいという問い合わせ、来庁してのそういったご相談がふえてきております。

それから、続きまして、通知カードの返 戻の数ということでございますけれども、 これにつきましては、全国の状況はつかん でおりませんけども、本市につきましては、 まず最初の郵便局に通知カードが到達し まして、郵便局が訪問するまでもなく宛所 がないと判断しているのが、603件あり ました。それ以外に不在の方が郵便局に取 りに行かなかった場合、それから再配達依 頼がなかった場合、それが郵便局に一週間 保管されまして、市に返ってくるんですけ ども、最初に市に返ってきたのが、昨日で ございまして、昨日の分につきましては2 77件、きょうが約300件ということで、 最初の約600件と合わせまして、約1, 200件となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 宛所がわからないところが603件、戻ってきた郵便物を取りに来なかったとか、もう再配達要らないという拒否です。そういうのを合わせて、昨日

が277件で、きょうが300件というこ とですか。この数はもっとこれからふえて いくんだろうと思うんですけれども、本当 に市民の手元に通知カードそのものが、ま ず手渡らないというような状況がある。今、 ご相談の中でも配達されたんだけど、これ は何かわからないと、どういうことかとい うお問い合わせがたくさんあると、国民の 中にマイナンバー制度というのは、本当に 理解が得られていない制度だと、私たちは 思うわけです。この間、詐欺であるとか、 それから配達を間違って、違う人に出して しまった。渡してしまったとか。自治体で、 住民票に番号をつけずに出さないといけ ないのに、住民票の中に番号をつけて渡し てしまったとか。さまざまな事故、事件も 起きているところです。摂津市の中で、今 そういう問題が起きてないのかどうかと いうことも、詐欺とか、そういうのも含め て、教えていただきたいなと思います。

郵便局は、頑張って9日までにやるとい うようなお話でしたが、若い10代の郵便 局の男性配達員が、ニュースでは11月に 報道されていますけれども、簡易書留です から、もう全部手渡しできちっとサインを もらって渡さないといけないにもかかわ らず、サインを自分で勝手にしてしまって、 郵便受けに入れたというようなことが、実 際にありました。テレビのニュースなんか でもやっていたと思うんですけれども、本 当にやってはいけないことだということ で、高市大臣も会見していましたけれども、 でも、ほかの数字を出しているところを見 てみますと、最初の10月5日に80通、 若い方が持たされているんです。80通と いったら8時間でやろうと思ったら、一通 当たり6分です。6分で対面して印鑑押し て、それを御飯も食べずにずっとやっても

8時間以上かかるという数字で、15分だと、彼が配達した24通でも8時間を超えてしまうわけです。残りの三十何通を自分で手書きでして、もう入れちゃったということだと思うんですけど、非常に無理のあることを、国が今やらせているんだと思います。

こういう中で、個人番号カードに関して、 交付申請が任意であるということについ て、先ほどの相談をかけてこられた。これ は何やというようなお話のときに、ちゃん としていただいているのかどうか。これは 以前に、私も質問させていただいたんです けど、あくまで個人番号カードの申請とい うのは任意ですから、ご本人の判断でされ る、されないということを決めていただ ということが、しっかりと自治体として説 明していただいているのかどうかという ことを1点、先ほど事件・事故があります かというのと合わせて、これも教えていた だきたいと思います。

- ○上村高義委員長 川本課長。
- ○川本市民課長 まず、摂津市内における 事故、それから事件でございますけれども、 今のところ郵便局から配達に関する事故 等は聞いておりません。

それから、詐欺等の事件についても報告 は受けておりません。

続きまして、窓口における市民からの相談に対して、任意であるという説明でございますけれども、それはもちろん任意であると説明はさせてもらっています。

特に、高齢の方でしたら、どうしてもカードをつくらなければいけないのかなという思いがある方もいてるみたいですので、それもちゃんと必要な方だけ申請してもらって、要らない場合は申請は要らないという説明はさせてもらっています。

- ○上村高義委員長 増永委員。
- ○増永和起委員 摂津市では、今のところは事件・事故はないということですけれども、今後についても、ぜひ対応をしっかりしていただきたいなと思います。

それと、窓口の相談に対して、任意であ るということを、ちゃんと説明しています というお話を聞いて、ほっとしたんですけ れども、これからも今の電話相談だけでは なく、高齢者の方と障害のある方だけでは なく、しっかりと任意であるということに ついて説明をしていただきたいと。非常に 不安を持っておられて、何回もマイナンバ 一制度ってどういうものなのか、個人番号 カードというのはつくらないとあかんの かとか、たくさんの方から質問を受けてい ます。皆さんにとっては、非常に不安のあ る制度です。これからいろいろな問題点が どんどんと明らかになってくるだろうと 思うんですけれども、コンビニ交付につい ても、私はこういうことを、早々にやるべ きではないと思っているんです。便利と言 われますけれども、住民票をとるというこ とで、そんなに1年間に何回もあるわけで はありませんし、それよりもカードを置き 忘れたり、紛失したり、それから扱い方が わからなかったらコンビニの店員に、これ どうしたらいいのと聞いてしまうという 場面も出てくるわけです。番号はそれでわ かってしまうということにもつながるわ けですし、個人番号カードのことについて は、非常に慎重になるべきだと思っていま す。

また、マイナンバー制度そのものについても、今上がっている市民の皆さんの不安の声ですね。苦情も来てるかもしれません。これから出てくるかもしれません。そういうことについても、自治体からも国に向け

て、しっかりと声を上げていっていただき たい。マイナンバーカードについては、私 たちは廃止すべきだと考えております。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終 わりました。

村上委員。

○村上英明委員 印鑑登録証明書のコン ビニ交付の件です。マイナンバーカードを 持つ、持たないにかかわらず、既存の印鑑 登録証というのはどうなるのかお聞きし たいのと。

先ほどコンビニのこともお話もございましたけども、やはり取り扱い方がわからない場合、コンビニの方にお聞きするということになるので、その辺の情報の取り扱いが、コンビニと何かそういうやりとりがあったのか。それもお尋ねをしたいと思います。

- ○上村高義委員長 川本課長。
- ○川本市民課長 それでは、まず印鑑登録 証の今後の取り扱いでございます。

今回のコンビニ交付では、個人番号カードが必要になってまいりますけども、従来どおり通常の窓口交付の場合は、印鑑登録証が必要になってまいります。個人番号カードには、市の独自利用として、印鑑登録証を一元化できる仕組みはございますけれども、今のところの市のほうでは、そのようには考えておりません。

それから、コンビニでの取り扱いということでございますが、特に、市とコンビニとは直接、契約とかはしておらず、コンビニ交付サービスを運営します、地方公共団体情報システム機構、JーLISとコンビニが契約をしております。

- ○上村高義委員長 村上委員。
- ○村上英明委員 既存の印鑑登録証と、新 しい個人番号カードの両方を持つという

方もおられるかと思いますので、その辺は、 また一緒になるようにとか、それは検討し ていっていただければなと思います。

ただ、コンビニとの話は、J-LISとのやりとりということになるかと思いますので、その辺、また契約の中身、情報の流出といったら怒られますけども、そういうことがないように、今後、またしっかりと目を向けていっていただきたいとお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

- ○上村高義委員長 森西委員。
- ○森西正委員 印鑑登録証明書の件を、村 上委員も質問されましたけども、今、市民 サービスコーナーで、印鑑登録証明書等を とれる状況になっていますけども、今後、 マイナンバーが郵送で送られてきて、どう いう登録をされて、どれだけの方が持たれ るかというところがあると思いますけれ ども、今後、市民サービスコーナーをどう 考えていこうとしているのか。それを併用 という形で考えていくのか。今、多くの方 が印鑑登録のカードを持たれておられま す。恐らく個人番号カードよりも印鑑登録 のカードのほうが多く所有しているか、も しくは同じぐらいの数ということになろ うかと思うんですけども、今後どう考えて いくのか。

それと、あと住基カードですけれども、 住基カードを、これは今後どうなっていく のか。また、それはどういう処理をされて いくのか。お聞きしたいと思います。

- ○上村高義委員長 川本課長。
- ○川本市民課長 それでは、まず1点目、 市民サービスコーナーの取り扱いでございます。コンビニ交付サービスが来年2月 1日から実施するということでございま すので、今のところサービスコーナーにつ

きましては、第5次行革で上げさせてもらっていますけれども、目標としましては、 平成28年度末の閉鎖ということで考えております。

今後、個人番号カードの普及率を見ながら、その辺を準備してまいりたいと思って おります。

続きまして、住基カードでございますが、 住基カードにつきましては、ことしの末で、 新規の交付、それから再交付のほうは終了 します。有効期限内の住基カードは、その まま有効期限まで使用できるという形に なります。個人番号カードを取得されます と、住基カードは返還という形になります。 だから、個人番号カードと住基カードを併 用しては持てないという形になります。

- ○上村高義委員長 森西委員。
- ○森西正委員 ご答弁いただいて、必ずマイナンバーカードを交付するときには、住基カードは持っておられる方であれば、それは返還していただいて発行するということです。だから、それは担当のほうでというか、窓口で住基カードを持っておられるから、住基カードを返還してくださいと、それを返還しないとマイナンバーのカードは交付しませんよという徹底はできるということですね。

市民サービスコーナーですけれども、平成28年度末というふうなことでありますけれども、マイナンバーカードの普及がどの程度かということを見ながらということでありますけれども、普及状況によっては、第5次行革の中で廃止ということで出されてますけれども、市民サービスコーナーをそのまま引き続いてということもあると考えていいということでしょうか。〇上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 最初の住基カードの件

でございますけれども、個人番号カードを 申請されまして、カードの準備ができたら、 市から個人番号カードの準備ができまし たので、市役所に取りに来てくださいとい う通知のはがきを郵送しますけれども、そ の中に住基カードをお持ちの方は持って きてくださいという案内が入っておりま すので、交付の際は、そのはがきと住基カ ードをお持ちで交換という形になります。 それから、サービスコーナーの件でござ います。それにつきましては、行革で平成 28年度末閉鎖ということで考えており ます。普及率を見ながらと、先ほど申しま したけれども、最初の目標では、平成28 年度末の閉鎖と今は考えておりまして、そ の後、延ばすかというのは、今のところ検 討中ということでございます。

- ○上村高義委員長 森西委員。
- ○森西正委員 多くは言いませんけれど も、先ほど増永委員も質問されましたけれ ども、犯罪等もありますから、そういうふ うなことも避けれるような、円滑にカード の交付ができますように、また郵送であるということでありますけれども、例えば転居 される、不明であるとか、摂津市の中が、金国的には多くの方が、をもれていない方がたくさんおられる市町 されていない方がたくさんおられる市町 されていない部分は、他の市町 村と連絡をとるような形にはなったら、もう送られないという形になっているんですか。そ の辺も教えていただきたいんですが。
- ○上村高義委員長 川本課長。
- 〇川本市民課長 返戻分ですが、訪ねどこ ろがないという部分につきましては、市で 調査を実施してまいります。

それから、市のホームページ、広報等で

受け取ってない方は市役所までお越しくださいということで、市役所に保管しておりますので、随時間い合わせがあったら、返戻分を渡す形となります。ですから、どうしても全員に通知カードを渡すというのが前提ですけれども、どうしてもやっぱりいらっしゃらない方がいますので、3か月間、市で保管しました後、それでも取りに来られない分は、市で廃棄処分ということになります。

- ○上村高義委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 少しだけ、単純な点をお聞かせいただきたいと思いますが、今回、個人番号カードを取得された方におかれましては、印鑑登録証明書がコンビニで交付されるということで、一定便利になるのかなというように思いますけれども、これに伴って、JーLISの加盟店の費用負担について、お聞かせいただきたいと思います。
- ○上村高義委員長 川本課長。
- ○川本市民課長 コンビニ交付におきます費用負担でございますが、まず、イニシャルコストとしましては、コンビニ交付のシステム構築費用、これが今年度、約4,000万円です。それから、ランニングコストでございますけれども、先ほどおっしゃいましたJーLISへの運営負担金が、年間300万円でございます。あと、ランニングコストで考えられますのは、先ほどのシステムの保守費用が年間280万円ぐらいと考えております。

それから、コンビニに対します委託手数料といいますか。発行に一通当たり123円の手数料がかかってまいります。

- ○上村高義委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 今、川本課長からお聞 かせいただきまして、結構な負担がかかる

んだなと思っています。

聞くところによりますと、このサービスが使えるのは、摂津市に居住で、戸籍も摂津市にある人に限るんやというようなところでした。あとは、要は、個人番号カードをどれだけの方が取得されるのかということもかかってくるのかなというように思っております。

その中で、コンビニ交付の印鑑登録証明書については、これはどの程度の市町村が加盟をされるのか。今のつかんでいるところがあれば、一度お聞かせいただきたいなと思います。

- ○上村高義委員長 川本課長。
- ○川本市民課長 コンビニ交付の参加団体でございますけれども、これにつきましては、今現在、住基カードを使ってのコンビニ交付を実施しておりますのが、ちょうど全国で100団体と聞いております。大阪府下では7団体ございまして、北摂では茨木市と豊中市が実施しておるというところでございます。これが、個人番号カードとなりましたら、かなり参加する団体がふえておりまして、平成28年度末までには約300団体になるんではないかということでございます。

それから、実施時期は未定ですけれども、 今後、参加したいという団体が、約500 団体あると聞いておりますので、平成30 年には800団体を予定していると聞い ております。

- ○上村高義委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 どれだけの団体が、このサービスに加入されるのかというところで、ランニングコストも少し変わってくるのかなというように思います。

それとともに、個人番号カードでいろい ろできるサービスというと、これからふえ ていくのかということもあるのかなと思っておりますし、先ほど申し上げましたけれども、福祉関係の方で、どれだけの方が、このカードを取得されるのかといった、いろいろな状況も見せていただきながら、今回はこのサービスについては、私も賛同いたしますけれども、ただ一度始まったものをは難しいのかもしれませんが、しっかりと今後の推移といったものを見守っていただきながら、あるべき姿といったところを考えていただきたいとお願い申し上げたいと思います。

○上村高義委員長 嶋野委員の質問が終 わりました。

一応、コンビニ交付は2月1日から始まるということで、いずれにしても広報に近々載せると思うんですけれども、広報に載る前に、委員に対しても、取り扱いについて説明していただきますように要望しておきますので、よろしくお願いします。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時12分 休憩) (午後0時14分 再開)

○上村高義委員長 再開します。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決 します。

議案第64号所管分について、可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

〇上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第66号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第68号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第69号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第77号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後0時15分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、 署名する。

民生常任委員長 上村 高義

民生常任委員 村上 英明